

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年3月30日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和2年11月9日 午後4時00分頃

2 事故発生の場所

つくば市島名4436番地 ガレリアヴェール団地敷地内北側立体駐車場

3 相手方

(1) 住所 つくば市島名4436番地（香取台B57街区1）ガレリアヴェール■■■

■■■

(2) 団体名 ガレリアヴェール団地管理組合

(3) 職氏名 理事長 ■■■ ■

4 事故の概要

上記日時場所において、救急業務のため救急車を移動した際、車両前方上部が

接触し、立体駐車場梁部分を損傷させたもの。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金341,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。